



# 鳥取県公報

平成 26 年 7 月 22 日 (火)  
第 8 6 1 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (557) (東部振興課) . . . . . 2 生活保護法による介護機関の指定 (2 件) (558・559) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (2 件) (560・561) (〃) . . . . . 5 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (562) (総合療育センター) . . . . . 6 肥料の登録 (563) (くらしの安心推進課) . . . . . 6 肥料の登録の有効期間の更新 (564) (〃) . . . . . 6 特定計量器の定期検査の実施 (565) (〃) . . . . . 6 大規模小売店舗の廃止の届出 (566) (経済産業総室) . . . . . 7 大規模小売店舗の新設の届出の取下げ (567) (〃) . . . . . 8 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (568・569) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 8 土地改良区の役員の就退任 (570) (西部総合事務所農林局) . . . . . 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第557号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年9月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人桔梗会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
武井 大典
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市行徳三丁目976-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、我国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から高齢者まで全ての人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事が出来る様社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行うことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

## 鳥取県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日

- 2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所の 名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業 の種類	指定年月日
-----	----------------	----------------	-----------------	---------------	-------

株式会社ノー ブルライフ	西伯郡大山町 赤松 2458 - 107	訪問介護睦月	米子市淀江町佐陀 1282-1	訪問介護	平成26年6月 21日
株式会社さく ら	鳥取市西品治 780-2	デイサービスセン ターさくら南安長	鳥取市南安長一丁 目7-19	通所介護	平成26年5月 15日
株式会社ライ オンハート	米子市熊党 129-23	デイサービスエレ ファント	米子市熊党129- 23	〃	平成26年5月 26日
有限会社S K プラン	鳥取市生山 123-9	デイサービスセン ター美咲園	鳥取市生山123- 9	〃	平成26年6月 1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	ハピネリハピリテ ーション颯	米子市米原七丁目 2-18	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ユニット型介護老 人保健施設ル・サ ンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野 花443-1	短期入所療養 介護	〃
有限会社S K プラン	鳥取市生山 123-9	介護ホーム美咲園	鳥取市生山123- 9	特定施設入居 者生活介護	〃

## 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社さく ら	鳥取市西品治 780-2	デイサービスセン ターさくら南安長	鳥取市南安長一丁 目7-19	介護予防通所 介護	平成26年5月 15日
株式会社ライ オンハート	米子市熊党 129-23	デイサービスエレ ファント	米子市熊党129- 23	〃	平成26年5月 26日
有限会社S K プラン	鳥取市生山 123-9	デイサービスセン ター美咲園	鳥取市生山123- 9	〃	平成26年6月 1日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市錦町三 丁目77	ハピネリハピリテ ーション颯	米子市米原七丁目 2-18	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ユニット型介護老 人保健施設ル・サ ンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野 花443-1	介護予防短期 入所療養介護	〃
有限会社S K プラン	鳥取市生山 123-9	介護ホーム美咲園	鳥取市生山123- 9	介護予防特定 施設入居者生 活介護	〃

## 鳥取県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 大徳会	西伯郡大山町 大塚717	ホームヘルパーセ ンター玉真園	西伯郡大山町大塚 717	訪問介護	平成26年6月 1日
株式会社大陽 堂薬局	倉吉市上井27 - 1	株式会社大陽堂薬 局	倉吉市上井27- 1	居宅療養管理 指導	平成26年6月 28日
社会福祉法人 慶愛会	西伯郡大山町 唐王208	特別養護老人ホー ム大山やすらぎの 里	西伯郡大山町唐王 208	短期入所生活 介護	平成26年6月 1日
株式会社はく あい	米子市両三柳 1880	すまいるケアはく あい	米子市両三柳1880	福祉用具貸与	”

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 いずみの苑	米子市淀江町 淀江1075	いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	介護予防訪問 介護	平成26年3月 1日
社会福祉法人 大徳会	西伯郡大山町 大塚717	ホームヘルパーセ ンター玉真園	西伯郡大山町大塚 717	”	平成26年6月 1日
社会福祉法人 いずみの苑	米子市淀江町 淀江1075	いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	介護予防通所 介護	平成26年3月 1日
株式会社大陽 堂薬局	倉吉市上井27 - 1	株式会社大陽堂薬 局	倉吉市上井27- 1	介護予防居宅 療養管理指導	平成26年6月 28日
社会福祉法人 いずみの苑	米子市淀江町 淀江1075	いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	介護予防短期 入所生活介護	平成26年3月 1日
社会福祉法人 慶愛会	西伯郡大山町 唐王208	介護予防ショール ステイ大山やすら ぎの里	西伯郡大山町唐王 208	介護予防短期 入所生活介護	平成26年6月 1日
株式会社はく あい	米子市両三柳 1880	すまいるケアはく あい	米子市両三柳1880	介護予防福祉 用具貸与	”

## 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 大徳会	西伯郡大山町大塚 717	ケアプランセンター玉真 園	西伯郡大山町大塚717	平成26年4月 1日

## 4 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社はく あい	米子市両三柳1880	すまいるケアはくあい	米子市両三柳1880	平成26年6月 1日

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社はくあい	米子市両三柳1880	すまいるケアはくあい	米子市両三柳1880	平成26年6月1日

## 鳥取県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市新開一丁目5-15	平成23年4月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市新開一丁目5-15	平成23年4月1日

## 鳥取県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	通所リハビリテーション・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	通所リハビリテーション・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日

**鳥取県告示第562号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県告示第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立総合療育センター等給食調理業務委託業者選定プロポーザル審査会	平成27年度から平成29年度までの3年間の鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校の給食調理業務及び付随する業務の受託者の選定に関する事項	平成26年7月22日から平成27年3月31日まで	総合療育センター

**鳥取県告示第563号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第553号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料A	窒素全量 5.5	該当なし	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成26年6月10日

**鳥取県告示第564号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成26年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第190号	魚かす粉末	6.0魚荒かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町二丁目143	平成26年6月1日から平成32年5月31日まで

**鳥取県告示第565号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成 26 年 9 月 2 日（火）	午前 10 時から 正午まで	米子市旗ヶ崎七丁目 17-30 米子市住吉公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”
”	平成 26 年 9 月 5 日（金）	午前 10 時から 正午まで	米子市博労町四丁目 364 米子市啓成公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”
”	平成 26 年 9 月 9 日（火）	午前 10 時から 正午まで	米子市立町四丁目 105-23 米子市義方公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”
”	平成 26 年 9 月 12 日（金）	午前 10 時から 正午まで	米子市東福原八丁目 24-31 米子市勤労青少年ホーム
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”
”	平成 26 年 9 月 25 日（木）	午前 10 時から 正午まで	米子市大谷町 1-1 米子市就将公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”

#### 鳥取県告示第 566 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第 3 条第 1 項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 26 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A・コープトスク吉方店  
鳥取市吉方温泉四丁目 603
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次 鳥取市行徳一丁目 103
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1,904 平方メートル

変更後 147.85平方メートル

- 4 基準面積以下となった年月日  
平成26年 7 月 1 日
- 5 基準面積以下とする理由  
店舗面積を縮小するため
- 6 届出年月日  
平成26年 6 月 26 日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年 7 月 22 日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
鳥取市尚徳町 116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

#### 鳥取県告示第567号

平成26年鳥取県告示第506号（大規模小売店舗の新設の届出について）で告示したゴダイドラッグ鳥取店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、次のとおり取下げがあったので、告示する。

平成26年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゴダイドラッグ鳥取店  
鳥取市安長259-1
- 2 届出を行った者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市錦町104
- 3 届出を取り下げた日  
平成26年 7 月 3 日

#### 鳥取県告示第568号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年 9 月 10 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成26年 7 月 10 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あおぞら
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
瀬田 智子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市米原一丁目7-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす障害のある人に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、もってすべての人々が共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第569号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年9月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月22日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人きらめき
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山根 節彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
西伯郡大山町平田376
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉及び社会参加に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年7月22日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

- |     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 田 中 悦 夫 | 米子市淀江町平岡18  |
| 〃   | 山 根 悟   | 米子市淀江町富繁216 |
| 〃   | 内 林 広   | 米子市淀江町中間719 |

〃	大 森 計 登	米子市淀江町小波828-11
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	武 部 肇	米子市泉195-1
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	生 田 英 夫	米子市淀江町淀江761
〃	吉 田 秀 明	米子市淀江町西原713
〃	森 田 順 二	米子市淀江町福井210
〃	石 倉 俊 男	米子市淀江町淀江836-2
〃	野 津 信 久	米子市淀江町稻吉782-1
監 事	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
〃	遠 藤 光 明	西伯郡伯耆町小町155

平成26年6月19日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	山 根 悟	米子市淀江町富繁216
〃	内 林 広	米子市淀江町中間719-2
〃	高 濱 健	米子市淀江町小波859
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	武 部 肇	米子市泉195-1
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	生 田 英 夫	米子市淀江町淀江761
〃	吉 岡 勝	米子市淀江町西原610
〃	森 田 順 二	米子市淀江町福井210
〃	石 倉 俊 男	米子市淀江町淀江836-2
〃	野 口 誠 司	米子市淀江町稻吉134
監 事	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	青 木 茂	米子市淀江町小波636-1
〃	森 田 悦 子	米子市淀江町中西尾245

平成26年6月20日就任 任期4年

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月22日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

デジタル一般X線撮影装置システム 一式

## (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年11月28日（金）正午

## (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## (5) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年7月29日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

## (4) 平成26年7月22日（火）から同年9月1日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (5) 平成26年7月22日（火）から同年9月1日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線2209）

## (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成26年7月22日（火）から同年8月5日（火）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより

難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成26年7月22日(火)から同年8月5日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月1日(月)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)

イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年8月19日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説

明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiographic X-ray Equipment and Digital Radiography System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 19 August, 2014

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 1 September, 2014

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 1 September, 2014

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209